

Weekly Report

第313号
平成27年5月25日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

小規模企業におけるマイナンバーの管理

◆「内容も含めて知っている」は約4割

マイナンバー（個人番号）は、27年10月以降住民票を有する全ての方に市区町村から通知され28年1月から社会保障、税、災害対策で利用が始まります。また、法人等には法人番号が付されます。

帝国データバンクが実施した「マイナンバー制度に対する企業の意識調査」によると、マイナンバー制度に対する認知について、「内容も含めて知っている」とした企業は、43.5%でした。また、対応状況については、「完了した」はわずか0.4%で、対応を検討・進めているとした「対応中」（18.7%）の企業を合わせても2割に届きません。

なお、法人番号について、「内容も含めて知っている」は20.7%にとどまっています。

◆小規模企業におけるマイナンバーの対応

企業は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などのために、従業員などからマイナンバーを取得することになりますが、法律で定められた範囲以外での利用は禁止され、安全管理が義務付けられています。

小規模企業におけるマイナンバーの基本的な管

理・保管は、以下のようになります。

- ◎マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに大切に保管する。
- ◎マイナンバーが保存されているパソコンは、必ずウイルス対策ソフトなどを導入する。
- ◎扱う人を決め、記載書類を机に出しっぱなしにしないなどを外部の人に見られないようにする。
- ◎従業員の退職などでマイナンバーがなくなったら、復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーなどで破棄し、パソコンのデータも削除する。

教育資金贈与非課税措置は定期券等も対象

25年4月から「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が開始されましたが、信託協会によると信託銀行が取扱う教育資金贈与信託は、今年3月末までの累計で契約数118554件、信託財産設定額8030億円になったようです。

同制度は、祖父母等（受贈者の直系尊属）が子や孫（30歳未満）に教育資金を一括贈与する場合、受贈者毎に1500万円（学校等以外に支払う費用は500万円）まで贈与税を非課税とする措置です。

なお、27年度改正により、教育資金の範囲に通学定期券代、留学渡航費、入学等による転居の交通費が追加（27年4月以降に支払う費用が対象）され、適用期間が31年3月まで延長されました。

万が一に備えて定時株主総会の開催を

定時株主総会は、事業年度終了後原則3カ月以内に開催して決算の承認などを得ます。例えば、3月決算法人は今頃が開催の時期ですが、議事録等の作成だけで済ませる会社もあります。

一部株主との間で揉め事が起きた場合に、株主総会決議の無効を訴えられる恐れもありますから、万が一に備えて株主総会の開催をお勧めします。

なお、議事録を作成しないで役員給与の増額や退職慰労金を支給すれば、税務上否認される場合がありますので、注意が必要です。